

分野	1 競争政策関係 5 運輸関係(5)海上運送事業等	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	内航海運暫定措置事業の早期終了			
意見・要望等の内容	政府の強力な支援のもと、内航海運暫定措置事業をできるだけ早期に終了させ、同事業からの脱却を図り、内航海運業の自由化を促進すべきである。			
関係法令	内航海運組合法第8条、第12条、第57条	共管	なし	
制度の概要	<p>日本内航海運組合総連合会の実施する内航海運暫定措置事業は、内航海運活性化の環境整備のため船腹調整事業を解消したことに伴い、引当資格が事実上無価値化することによる経済的影響を考慮し、経過的措置として平成10年5月より導入されたものである。</p> <p>同事業は自己所有船を解撤する事業者に交付金を交付するとともに新たに船舶を建造する事業者から納付金を納付させ交付金の原資とすること等を内容とするものであり、同事業は収支が相償ったときに終了することとされている。</p>			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 1 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	なし			
(説明)	<p>交付金の交付期間は、船舶の耐用年数を勘案の上15年を目途としており、事業の終了時期は収支相償ったときとしている。事業開始後3年間経過した現時点において、対象船舶に対して交付金を交付した割合は16%であり、暫定措置事業を直ちに終了させることは困難である。なお、国土交通省としても、同事業が不必要に長期化しないために、交付金単価を当面5年間、毎年度漸減する仕組みとするとともに、運輸施設整備事業団が政府保証の下に低利で調達し、これを内航海運組合総連合会に融資する措置を実施しているところである。</p>			
担当局課室名	海事局国内貨物課 (連絡先) 03-5253-8627			